

亀岡市庁議等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 1 日

亀 岡 市 長      桂    川    孝    裕

亀岡市規則第 3 7 号

亀岡市庁議等に関する規則の一部を改正する規則

亀岡市庁議等に関する規則（平成 1 5 年亀岡市規則第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 項中「、副市長」の次に「、市長公室長」を、「関係部長」の次に「、秘書課長」を加える。

附    則

この規則は、公布の日から施行する。